

質疑の申し出がありますので、これを許します。
伊藤よし子君。

○伊藤(よ)委員 私、こどもの国協会法案について御質問を申し上げたいと存じます。

「こどもの国」は、皇太子殿下の御成婚の記念事業の一つとして、児童の健全な遊び場のモデルともいうべきものをつくるために建てたものでございまして、そのこと自体たいへんけっこうだと思われ、それでございまして、この法案自体については私も賛成をするわけでございすけれども、少し御質問申し上げたいと思っております。

第一に伺いたいのでございすけれども、「こどもの国」の費用は全額国で出資することになっておりますが、全体としてどのくらいの費用がかかりますか、それを伺いたいと思ひます。

○竹下(精)政府委員 現在「こどもの国」の建設に要しました費用としましては、国費によりまして約二億八千万円、それから寄付金その他によりまして約五億でございます、合計約七億八千万円の金額を投資いたしまして、建設に当たっている状況であります。

○伊藤(よ)委員 そういたしますと、いま伺いますと総計七億八千万の非常にたくさんのお金がかかると思はれます、これはモデルとしておつくりになるんだから、神奈川県と東京の間に一カ所だけで、いまの事態においては、今後全国各地につくるといふことはちよつと不可能でございすね。

○竹下(精)政府委員 先生から御指摘のございましたように、この施設は児童の健全な遊び場のモデル施設として建設する、こういう趣旨でございまして、これにならぬとして各都道府県ごとでございすればつくっていただきたい、こういう希望でございす。したがって、国といたしましては他のところをつくられるものについて援助していく、こういう考えでございす。

○伊藤(よ)委員 ちよつとお伺いたしたいのでございすけれども、最近、非常に交通事故による死亡あるいは傷害が年々ふえております。ことしも昨年より特にふえているようでございすけれども、その中にあつても特に子供の交通事故による傷害、あるいはその他の遊び場がないために池にはまって死ぬとか、そういう事故死などがずいぶん出ておるようでございまして、私はそういう新聞記事が出るたびに非常に胸が痛くなつて、しまいまで読めないような気がするのでもございすけれども、厚生省といたしまして、そういう事故死による子供の死亡の数、それから傷害を受けた子供の数は、最近のものがおわかりになつておりましたか。

○竹下(精)政府委員 現在、子供の死亡の中で、不慮の事故というものが死因の第一位を占めております。一番新しい資料としましては、三十九年度の資料でございす、事故によりまして死亡が八千人くらいでございす。このうち零歳が千五百五十四人、一歳から四歳までが三千五百六十五人、五歳から十四歳までが三千二百七十一人という姿になつております。零歳につきましては、乳をのどにひつかける、そういう望息による死亡が一番多いのであります。幼児以降になりますと、先生から御指摘のございました溺死というものが高くなつております。その次に交通事故であります。その割合を見ましますと、一歳から四歳までの状況としましては、溺死によるものが四七・四％でございまして、それから自動車事故によるものが二五・六％、これが五歳から十四歳になりますと、交通事故がふえまして、自動車事故によるものが三〇・八％、溺死等によるものが四二・五％、年齢が上になるに従ひまして交通事故がふえておるといふこととございす。

○伊藤(よ)委員 ただいまのお答えによりまして、も明らかでございすように、事故による幼児の死亡が非常にふえておるといふことの裏には、私はやはり、子供の遊び場がなく、特に都市におきましては遊び場がないための事故などが多いのじゃないかと思ふのでございす。これは必ずしも都市だけでなく、このごろのように車も非常に多くなつておりますし、そういう関係でいなか

におきましても子供の事故がたいへん多いのでございす。そこで、先ほどの御答弁にもありましたように、「こどもの国」をつくつていただくこともたいへんけっこうでございすけれども、非常に膨大な費用もかかりますので、その前に、これは大きい規模でなくともいいから、できるだけ子供の遊園地とか、そういう遊び場を各所にたくさん、わざわざ電車に乗って遊びに行かなければいけないようなところに「こどもの国」があつても、これはある意味では非常に利用度が低いわけでもございすから、できるだけ各市街地各所に小さくても遊び場をつくるということが大切ではないかと考えるわけでございす。

○竹下(精)政府委員 兒童遊園地につきましては、昭和三十三年から補助金をもちまして各地に設置を始めたわけでございす。その補助金は三十九年度で終わったわけでございす。その状況は、国庫補助によるものがそれまでに千六十八カ所整備されました。それから国庫補助以外に市町村の単独でつくったものがございす、それらを合算しまして千四百カ所が整備されて、それ以前にありましたものが約一万カ所でございますので、一万一千四百カ所ほどの兒童遊園地が全国の市町村につくられておる、こういう状況でございす。

この補助金につきましては、兒童遊園地の上につくりますプランコでありますとか、すべり台、そういう遊具の設備の補助でございまして、一カ所約十七万ほどの補助金でありましたために、少額補助といふことで三十九年度限りといふことになりました、四十年からは国民年金の融資に切りかえたわけでございす。

この遊園地につきましては、そういう設備費の補助というよりはむしろ土地取得といふものが非常に多くなつておる、この「こどもの国」の問題について

常にもむずかしいでございすので、年金の融資は必要の場合には土地の融資もできる、こういうようなことで範囲を広げたわけでございす。

昨年の実績としましては、また年金融資に切りかえたという事情が十分市町村のほうでわからなかつたようでございまして、昨年度申請があつたのが七市町村にすぎなかつたわけでございす、金額にいたしますと二千二百八十万円、決定されたのが、五市町村で一千二百五十万円でございす。本年、四十一年度の申請は十七市町村で二億四千百万円、こういうような申請の状況でございす。

○吉村委員 一つだけ関連させて質問をしたいのですが、この提案説明の中にきかれて重要なことが書いてあると私は思うのです。一つは、「経済の高度成長によつてもたらされた人口の都市集中、農村における生活の都市化等の社会情勢の変化は、児童を取りまく社会環境を悪化させて、児童非行の増加、不慮の事故死」云々、こういうふうに書いてあります。このことは、現在までの政府の経済政策といふものが、いわば国民の生活の面にきわめて悪い影響を与えたといふことを肯定している。この場合で申し上げますならば、高度経済成長の結果として、その家庭に、児童に対して、いろいろ悪い影響を与えているといふことを現実的に政府自身が認めたという立場に立つてこの提案がなされておる、こういうふうには私はこの文章全体を見ざるを得ない。こういうふうになつてまいりますと、政府がいままでの政策といふものの反省の上に立つて多くの諸政策を進めようとしておる、その一つの対策がこれだ、こういうふうに見ざるを得ないと思ふのでありますけれども、政府は、現在までのそういう経済成長中心の政策といふものについて、反省の上に立つておるといふふうな理解をしていいのかわるか、これは大臣にお尋ねをしたい。

それからいま一つは、いま議論をされておりますけれども、この「こどもの国」の問題について

て、こういった児童の健全な育成のための国の施策というものは、私はすでにおそきに失したくらいだろうというふうに考えます。あるいはいま伊藤委員から指摘をしておりますように、児童館あるいは遊園地、こういったことにつきましても、なお十分な状態に立ち至っているとはとうてい考え得られない。こういう状態の中で政府として「こどもの国」は神奈川県にできておるわけでございますけれども、その他の地域については、一体こういう施策を国として進める積極的な意思があるかどうか。これはなくてはならない問題だというふうに考えますけれども、この点を第二問としてお伺いをしたい。

それから第三番目には、伊藤委員も再三指摘をいたしておりますけれども、特に都市の場合等につきましても、完備した「こどもの国」のような施設も必要でありますけれども、もっと小規模でもいいから遊園地等が数多くあるということが今日最も必要な施策ではないか、こういうふうに思っていますので、そういう遊園地なり児童館なりの今後の都市と地方に対する対策は、一体どういうふうに進めようとするのか、充実していこうとするのか、この三点についてひとつお伺いをしておきたい、こう思います。

○鈴木国務大臣 近年における経済の高度成長、これは国民生活水準の向上、国民所得の増大、これに伴うところの賃金所得その他の雇用の面の改善、いろいろ高度成長の影響によりまして国民生活全般に相当のいい影響を与えておる、また、欧米先進国等の近代国家の方向に日本の経済、社会が前進をした、こういうことがいわれると思うのであります。と同時に、それに伴いまして、御指摘のありましたように都市に対する過密化の傾向、それによるところの交通難あるいは公害の問題、環境衛生面の悪化の傾向、こういったものは必然的にそれに伴って起こってきた現象でございます。私も、そういう面につきましても、これを客観的に正確にとらえまして、その改善に必要な施策を並行して実施をしまっている、こういう努力が

政治の面で必要である、こう思うわけでございます。その一環といたしまして、児童の健全育成のための諸施設の整備、児童が健康で、そして情操豊かな、すこやかな成長ができればというように、そういう諸施設の整備をはかっていきたい、その一環として、今回モデル的に皇太子殿下の御成婚記念の一つといたしましてこの「こどもの国」という児童の総合的な厚生福祉の施設の建設をはかったでございます。

第二の点でございますが、こういったものを地方にもどんどんつくるべきではないか、こういう御提案であります。私も、そういう方向で今後、都道府県あるいは市町村等の地方団体がそういうものを計画いたします場合におきましては、国民年金の融資あるいは助成の面等を通じては、できるだけその機運を助長し、全国にこういう施設が普及してまいりますように努力をいたしたい、このように考えるわけであります。

なお、吉村さん並びに伊藤さんから御指摘がありましたように、大都市等におきましては、そういう大きな総合的な施設のほかに、身近なところで子供が安心して遊べる、そういう児童遊園地でございますとか、あるいは児童館の設備ということがぜひ必要である。特に最近の交通事情等から考えまして、そういう施設が必要である。また、最近御婦人方が職場へ出て働く機会も非常に多くなつてまいりました。そのために子供さんたちがおかあさんの留守中にそういう施設がぜひ必要であるというところ等の事情も考えまして、今後こういう施設の整備につきましては、政府としてさらに一層の努力をいたしたい、かように考えております。

○伊藤(よ)委員 ただいまの大臣の御答弁によりまして私が御質問申し上げたいということも大体尽くされたような感もございまして、なお私、先ほどの局長の御答弁の中にちょっと気になることが一つございまして、昨年まで補助金でやっていた遊園地の補助金が融資になったわけでございますね。金額は、先ほどあまり多くなかつたとおっしゃいましたけれども、やはり補助金の

ほうが、たとえ少なくてもそれを多くしていただくようにすべきだと思ふのですけれども、それが国民年金の融資になると私は後退じやないかと思ふのですが、その点いかがでございますか。せっかくいまの大臣の御答弁にあったような御趣旨に従つてできるだけ遊園地を数多くつくるという場合に、やはり補助金によるほうが私はできやすいと思ふのですけれども、なぜ融資になすたか、後退じやないかと思ふのですが、いかがです。

○竹下(精)政府委員 先ほど申し上げましたように、遊園地の補助金につきましては一カ所あたり十七万というふうな、いわば零細補助金というものでございまして、そういう関係で補助金整理に該当してやめざるを得なかつたわけでございますが、そのかわり融資という道を開いたわけでございます。融資におきましては、たとえば設備費については百万円を限度とし、また、先ほど申し上げましたように、土地の取得という面についても融資の道を開いたわけでございまして、今後この融資を活用したものでございまして、先ほど申し上げましたような点は解消できるのではないかと。また、そういった設備につきましても、非常に地域性の強いものでもございまして、た共同募金その他のほうでも、こういった児童遊園地整備につきまして、今後共同募金の二十周年記念事業として整備をしていく、こういうようなこともございまして、民間のそういう活動と一緒に進めまして今後整備をしてまいりたい、かように考えております。

○伊藤(よ)委員 十七万円が少ないとおっしゃれば、その十七万円を多くするような方向の、補助金を多くしていくというふうなことも同時に、融資もやっていたらどうかというふうにするのが一番いいのじやないかと思ふので、ぜひその点は実際に遊園地ができていくような方向に御努力をいたしたいと思ひます。

この問題はこれで終わりますけれども、いずれにいたしましても児童にとつて、このこどもの国

協会法案についての御提案の理由の中にも「遊びは教育、栄養とともにその心身の発達に欠くべからざるもので」とありますが、そのとおりでございます。最初申し上げましたように、非常に交通事故なども多くなつたり、遊び場がないため、あるいは子供で、いろいろな事態が起きてくると思ひますので、教育と同時に遊び場の遊園地などを数多くつくるということを積極的にやつていただきますように御要望申し上げます。この法案についてはここで御質問を終わりたいのですけれども、ちょっとこの際、私ついでながら伺つておきたいのでございます。

けさの新聞で見たか、きのうの新聞にも出ておりました。長野県の保育所でツベクリンの注射をした際に、何でか注射液が間違つて、腸バラのワクチン注射をして六人が発熱をしたというふうな事件がございました。これは御承知だと思ひますけれども、そんなでた名古屋でも赤ちゃんに注射を間違えて、だいたい何人か発熱をしたというふうな事件がございました。こういう事件が相次いで起きることに對して、これはたいへん重大な問題だと思ひますけれども、大臣どのように考えておられますか、御所見を伺いたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 今朝の新聞に出ております長野県の予防接種の問題につきましては、まだ詳細調査をいたしておりませんが、名古屋で起こりました予防注射の事故につきましては、この取り扱いミスがそこにあつたという事実が明らかでございます。さつそく名古屋におきましては、その誤りをおかしたところの医師あるいは看護婦等につきましては適切な行政処分等をしていまして、今後さような事態が再び起こらないようにという措置を講じたのであります。厚生省におきましてもこれらの事件を重視いたしまして、先般公衆衛生局長、医務局長等の局長通牒をもちまして、各府県に対して、ワクチンその他予防接種にあたりましての取り扱いの適正を期するよう

遺憾ながらその開放率が低い、こういう状況にありますので、今後、文部省を通じて教育委員会等十分連携をとりましてこの方向に進めるように努力したい、かように考えております。

○辻原委員 いまお話がありましたように、全国的な平均は大体六九%、七〇%程度であります。参考に、東京の義務教育の場合、開放率はどの程度になっていきますか。

○竹下(務)政府委員 調査の対象が三十万人以上ということですので、特に東京だけというものは出ておりませんが、五十万人以上の場合は六二・八%という数字でございます。

○辻原委員 これは勘でありますけれども、おそらく東京の場合にはもっとはるか低いと思えますね。とても半分まではとうてい開放してありません。私もぜひふんあちこちの学校を見たいけれども、義務教育等においては、おそらく私は五〇%を下回っているんじゃないかと思えます。ましてや東京の場合、大都市の場合は義務教育だけじゃなくて、各種いろんな学校があるわけですから、これは国立あるいは私立を含めて、これと積極的に相談すべきじゃないか。たとえば私立学校なんかの場合にはそれぞれの機関があるわけですから、それぞれ私立学校の協会等もあるのですから、そういうものとよく話し合えて、そして学校の運営に重大な支障のない限り、少なくともたとえば日曜日あるいは夏、冬、あるいはその他春等の休暇の時期等については、できるだけ子供のために開放する。先ほど大臣がいろいろおっしゃられましたような意味で私はお聞きしておりますけれども、知っております。昔から厚生省においても、公園部等から国立公園の中で児童遊園地を考えられておりましたが、ところが条件がむずかしくて、とうていそういうものはできませんでしたけれども、私もやはりしたいけれども、また文部省においても社会教育、学校教育のプール、いろいろやっておりますが、そういういろいろな金のかかる施設も高度に進めばけっこうであります。しかし、その以前が問題なんです。要するに、広い

場所です。伸び伸びと子供の遊ぶところがないというところなんです。それを解決するためには、いま申し上げたことが解決の一つの方策である。これを積極的に、全国的に言えれば約六〇%程度の開放率を、少なくとも義務教育については六割開放せられておるんだから、その他学校で開放できない理由はないので、これを少なくとも一〇〇%程度に持っていく。特に東京についてはそういう非常に低いところがあるわけですから、困っている場所が低いというところは、これは大きな矛盾です。だから、そういう意味でまず東京あたりからどんだん開放していく、そして新たなそういう子供の遊園地にも、遊園地という意味じゃなくて、子供の遊び場に提供するということを前提にしての学校管理、学校運営というものを語って考えれば、知恵は出ると思う。だから、そういう意味でひとつこれは大いに提唱してやっていただきたい。もうきょうは時間がないので、委員長もだいぶ苦慮しておるようですから私もあまり言いませんけれども、これは関連質問ですから。しかし、この問題はひとつ真剣に考えて解決してもらいたい。ただ一つや二つの児童遊園地をつくること、いま今日、重要な国政の解決の道の大筋ではないと思っております。金をかけることだけが能じゃない、金をかけずにやれることがたくさんある、そういうことを十分ひとつ頭の中に入れて、そしてやっていただきたいと思えます。決して反対はいたしません。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 次に、臨時医療保険審議会法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 臨時医療保険審議会の審議に先立ちまして、それらに関連をして一つだけ前もつ

てお尋ねを申し上げたい、かように考えます。それは、同じく医療保障、社会保障に関連する問題として、政府はさきに総理大臣の諮問機関として国民の健康と医療に関する懇談会の構想について明らかにされた、こういう事実があります。このことは、なるほど説明の中では総理個人の諮問機関だ、こういうことでございしたけれども、当時、同じ総理大臣の諮問機関につきましては社会保障制度審議会があるしということ、そういう審議会との関連というものが一体どうなるのかあるいはまた、いたずらに屋上屋を重ねる結果になりはせぬか、こういうような議論がございしたことは御承知のとおりでございます。ところが、その後、この国民の健康と医療に関する懇談会がどういうふうになったのか、国会も会期中でございまして、その間の事情をひとつ明らかにしていただきたい、かように思います。

○鈴木国務大臣 国民の健康を守る懇談会の設置につきましては、ただいまその人選等につきましまして、内閣の官房長官を通じて総理その他のお考えも承りながら準備を進めておるところでございます。できるだけ早くこれを設置をいたしたい、かように考えておるわけでありまして、これは現在総理の諮問機関でありますところの社会保障制度審議会等もございしますが、この懇談会は、随時総理を中心に国民の健康を守る当面の諸問題につきましまして、誠意ない意見の交換を行ない、これをとるべきものにつましましては政府の施策の上に反映をさせていきたい、もとよりそれを実行に移す場合におきまして、社会保障制度審議会等に正式に諮問すべき事項につきましましてはこの審議会に正式に諮問すべき事項にする、こういうことになるわけでございます。ちょうどケネディ大統領がいろいろな施策を進めます際に、各界の専門家を集めてそれぞれの意見を徴し、これを施策の上に反映せしめたというふうなことを軌を一にすることと思っておりますが、そういう考え方でこの懇談会をできるだけ早く実現をいたしたい、かように考えております。

○河野(正)委員 この点は、いま議題となりました臨時医療保険審議会と密接な関係があると思うのです。というのは、臨時医療保険審議会を設置しよう、そのねらいというものが、昭和四十二年から医療保険各般の抜本的な改正を実施する、そういうたてまえで臨時医療保険審議会を設置しようという御見解でございまして、そこで私は、たとえ総理の個人的な諮問機関といたしまして、その国民の健康と医療に関する懇談会の審議の中身あるいは意見の中身というものは、この四十二年度の医療保険制度万般の抜本対策と無関係ではないと思っております。ですから、私は、そういうような発想を次々に発表されるのはけっこうですけれども、やはり具体的に四十二年から医療保険各制度の抜本対策というものを樹立されようとするならば、やるならやるで、具体的にその審議会というものの、懇談会と申しますか、それらの人選等についても早くおやりになる必要があるのではないか、こういうふうな考えざるを得ぬと思うのです。それならば、一体、大体いつごろからこの総理の諮問機関のほうは発足するのか、この目安を立てないと、そういう目安もなくして無関係に四十二年から医療保険各制度の抜本対策を樹立するということは、ちょっとつじつまが合わないと思っております。そういう意味でひとつ御見解をお聞かせいただきたい。

○鈴木国務大臣 ただいま御審議を願っております臨時医療保険審議会、これはわが国の医療保険制度全般について基本的な事項を審議、検討願う、こういう目的でございまして、さきに総理の私的懇談機関として設けましたところの国民の健康を守る懇談会、これは医療保険制度だけを扱うのではなく、公営問題でありますとか、いろいろな国民の健康にかかわる諸問題につきましまして、懇談的に隔意ない意見の交換をする、こういう幅広い、議題を限定しないでいろいろ御懇談を願う、そして総理が今後施策を進める上の参考にした、こういうことであるわけでありまして。しかし、全然、河野さんも御指摘がありましたように、この臨時

昭和四十一年六月二十三日

医療保険審議会に關係がないといふことではございません。政府が審議会に諮問する政府の案を固めてまいります際におきましても、やはり懇談会等を出てまいります有力な御意見等は十分反映をさせることにいたすべきだ、かように考えておるわけであります。さような意味合いからいたしたとしても、審議会が幸いにして御賛成を得て設立されるに先立ちまして、懇談会のはうは一日も早く発足をさしたい、そういう心組みでただいま準備を急いでおる段階でございます。

○河野(正委員)　そこで、きよりは、時間の制約等がございますからいろいろ申し上げるわけにまいりませんけれども、しかし会期末の大詰めでございますから、私は、この臨時でございますから、したがって、私は、この臨時で医療保険審議会の大筋の点について若干御見解を承つておきたい、かように考えます。

この臨時医療保険審議会の目的、使命といふのは、大臣の提案説明の中にも明らかにされておるわけですが、今日医療保険の赤字がだんだん累積をしてくる、したがって、それらの赤字の問題であるとか、あるいは各保険制度間の給付水準の格差の問題であるとか、また負担均衡の問題、こういうような重大な諸問題に對しまして根本的な検討を行なつていこう、そういう意味で臨時医療保険審議会というものが設立をされようといつておるわけでございます。ところが、この審議会でどのような結論が出てくるのか、この点については關係各団体でも非常に重大な関心を持つておるわけです。そこで、そのような重大な使命を保持しております審議会の構想であるだけに、やはり

さういふ一応の觀察が行なわれるわけでございます。

そこで、ここで私はざつぱらんに厚生大臣の御見解を承つてまいりたいと思ひます点は、このような情勢に対して厚生大臣はどのような腹づもりでいらつしやるのか、この辺は今後の問題等もございますから、非常に重大な意味を持つておると思うのです。そういう意味で率直な御意見を出したいのだきたい。

○鈴木國務大臣　私は、会期余すところ幾日もございませぬけれども、当委員会の皆さんの御理解と御協力を得まして、ぜひこの国会での御承認をいただきたいという気持ちにまだに実は捨てておりません。と同時に、この審議を通じて、野党第一党でありますところの社会党の党としての公式のこれに対する御意見、お考えなども率直に私は拝聴したい。今後の医療保険制度を抜本的に改正いたします私どもが、そういう具体的な措置を講じます際におきまして、野党第一党の社会党の基本的なお考えを伺つておくことは非常に大切なことである、かように私は考えるのであります。

まず第一に、当面のわが国の医療保険制度がもとより、はや今日のような状態ではいけないだろう、制度全体を通じて抜本的な改善策を打ち出すべき時期にきておる、こういう認識におきましては、私は社会党の皆さんもわれわれと考えを同じゅうするものである、こういうぐあいには、先般来の御質問やその他の本会議における渋谷さんの御質問等を通じて、いつも理解をいたしておるところであります。

それからもう一つの問題は、しからばそういふ抜本的な改正を必要とするのであるが、それをやるための土俵は一体どうあるべきか。現在ありきところの社会保障制度審議会なり、あるいは社団法人保険審議会でこれをやり得るものであるかどうか。私どもは、いろいろな角度から検討いたした結果、やはり医療保険制度全般を専門的に、かつ総合的に掘り下げて検討をするためには、

というところで御提案を申し上げておるのでありますが、これに対しまして野党第一党である責任ある社会党が、一体どういうぐあいにこの審議の場というものを考えておられるかどうか、この点もひとつ率直にお聞かせをいただきたい。

また、今後、この制度の全般にわたつていろいろの給付内容の格差の是正であるとか、あるいは必要被保険者の負担の均衡であるとか、あるいは必要に應じては各制度の統合あるいは総合調整、長期的にわが国の医療保険制度が安定をし、発展をしていく、皆保険のもとに国民にりっぱな医療給付ができるようにということとをわれわれ考えておるのでございますが、しかし、これをやります場合におきまして、被保険者である国民と国庫負担定

つきましては、私も、今度の抜本的改正にあたつて真剣に取り組んでいきたい。この点は、先般の保険三法の改正にあたりまして、当委員会でも各党一致の附帯決議が出ております。そういう問題も、私もぜひ近い機会にこの抜本的改正によって明確にしていきたい、国の負担の定率化等の問題をはっきりさせていきたい、こういう考えを持っておるのであります。こういう国民的な要請と申しますか、そういう問題を早く解決いたしたために、私は、われわれが提案しているものにかかわるところの具体的な御提案があれば、これをひとつ建設的に提案として承つておきたいと思うわけでございます。

のはきうで終わり、こういふわけでございます。それで、そこで私どもも、いま大臣がおつしやつておられますように、そういう抜本改善策を打ち出すという点について理解をすることについてはやぶさかでございますけれども、その背景というものが非常に重大でございますので、なお慎重に私どもは審議をせざるを得ぬ、こういうふうに考えるのでございます。

そこで、この原案によりますると、「審議会は、昭和四十二年三月三十一日まで置かれるものとする。」こういふふうにあるわけです。ところが、いま申し上げますように、審議時間というものはもうあと残すところ数日に限られる。国会の審議時間というものはそれに制約を受ける。したがって、その中で総合的な、専門的な、抜本的な検討討論というものを行なうということは、なかなかむずかしい情勢になつてきておると思うのです。そういう意味で政府はこのような情勢に立つて、やはり大きな変化が生ずる可能性というのが私は非常に多いと思うのです。ですから、議了に期待するといふようなことでございますけれども、現実の問題としてなかなかそういうわけにまいらぬ。

つ御理解を願つて、決して一方に片寄つたような
 そういうへんばな方向に持つていくという意圖が
 ごうまつもないということにつきまして、私ども
 の真意を御理解願いたい、こう思うわけでありま
 す。

○河野(正)委員　そこで、私はいろんな疑問点を
 投げかけて、大臣の率直な御見解をお聞かせいた
 だきたいと思うわけですが、たとえば、いまの日
 本医師会の医療費を一三・五上げなさいというこ
 とについては、これは中央医療協議会でいま鋭意
 検討されておる、こういうふうな御見解でござい
 ます。ところが、今度の審議会の委員構成は、今
 度は学識経験者の中から十二名以内厚生大臣がお
 選びになる、こういうことです。これはやはり、い
 まの中医協なら中医協の構成は、それぞれ関係者
 の団体から出てきておるのでなかなか意見がまと

は、臨時医療保険審議会については学識経験者だけでなく、けでいこう、こういうことになっておるのではない、なかろうか、こういうふうに思ひわけです。そこで、この医療費問題は、実は私どもも、この低医療政策に結びついていくことは、これはたとえば保険財政の赤字ということが出てくる、そこで、ある程度医療費を抑えるというふうな考え方から低医療政策に結びついてまいりますと、必ずしも、いまの日進月歩進んでおります医学に対応するだけのりっぱな医療ということには相ならぬと思うのです。ですから、私どもがやはり国民の福祉を考へてまいりますと、総評のほうではヨーロッパ並みの賃金ということを言っておりますけれども、医師会のほうではヨーロッパ並みの技術水準を認めろ、こういう要求でございますが、この要求というものは、私は必ずしも否定すべき要求でない、もちろん肯定すべきだと思つたのです。そこで、そういう点から考えますと、この三者構成がいか

悪いかという点については一つの疑問が出てくると思います。さればといって、今度は臨時医療保険審議会の中で抜本対策がたとえできた。ところが、実際それを運営するのは支払い側だった

り、医療担当者側だったり、そういう関係者が運営するということになりますと、はたして抜本的な対策が樹立された後の運営というものが、一方的に学識経験者だけでやられてうまくいくのかどうか、こういうような一つの疑問が出てくると思うのです。そこで、それには両方の立場の意見があるわけですから、やはりそれらの立場の皆さん方を納得せしめるだけの説得力というか、そういうものが示されぬと、なかなか私はこれはうまくいかぬと思うのですね。

それからもう一つ、自民党が時間がないといふことでございますからはしよつて申し上げますと、現在の社会保険制度審議会あるいは社会保険審議会、これはもちろん、社会保険制度審議会のほうは社会保険全般ですから、それは幅が広過ぎる、特にこの臨時医療保険審議会というのは、今度は医療制度についての抜本対策ということですから、少し幅が広過ぎる、ところが、社会保険審議会のほうは、日雇いだとか政管だとかいうことから、これは全体の医療保険というわけではない、どうも幅が狭過ぎるというよりなことで、帯に短かしたすきに長しというよりなかつこうでありますけれども、しかし、やろうと思えば、それらの機構を改善するなり法律を改正するなりすれば、必ずしもできぬことはないと思うのです。そういう立場の人に言われると屋上屋だ、こういう議論が出ておるのですね。ですから、それらに対するところの解明というものが率直に行なわれる必要がある。

それから今度は、今度の審議会の委員構成が十二名以内、それは厚生大臣が選ばれることになるという。ことでございませうけれども、その学識経験者というものは、ほんとうにいまの医療の実態に通曉した方々が出られるかどうか、単なる学者であつて実際の医療の実態を知らぬということでは困る。ですから、ほんとうに専門的な実態というものについての認識があるかないか、そういう学識経験者というのが、この臨時医療保険審議会の中で

出てくるか出てこないかというような問題も、一つの大きな問題だと思う。

私は、そういう問題、いま三つか四つの問題を具体的に取上げましたが、そういう問題について厚生大臣が率直に説明を行なわれる、そしてできるだけ関係者の納得を得る、こういうことにならぬと、なかなかこの審議会の設定が行なわれるということもいまの国会ではむしろかしいし、また設定をされなくても、はたしてその後の運用がうまいくいかどうかについては非常に大きな疑点があるだろう、こういうふうに考えます。

そこで、私は大臣が審議の促進を希望される気持ちにはわかりますけれども、しかしながら、いま私が取り上げましたような諸問題に対する解明について、厚生省がもっと積極的に努力をされる必要があるんじゃないか、その努力の実が結んで、初めてこの法案についての態度というものがおのずから出てくる、私はこういふふうに考えるわけでございますが、その間の問題について、ひとつ厚生大臣から率直に御意見を聞かせいただきたいと思います。

○鈴木国務大臣 各方面のお考え、特に診療担当者あるいは支払い側等の考え方を十分反映せしめるようにしなくてはいけないという河野さんの御意見につきましては、全くそのとおりでございます。したがって、この十二名の学識経験者の中から人選にあたりましては関係団体からの御推薦をいただくとか、十分御納得のいくような話し合いを十分にいたしまして、人選等につきましても各方面の御了解ができるように、御納得ができるように、十分そこは民主的に私どもも配慮をいたす考えを持っておるのであります。

また、運用にあたりましても、先般健保連あるいは医師会等が御意見を発表しておりますが、あるいは建設的な御意見につきましては、この審議会の運用を通じて十分詳細にお考えを伺つて、そして当審議会の答申の中にそれらの御意見が生かされるように、運用の面で十分配慮すべきではな

かろうか、こういふことで、人選やこの審議会の運用を通じまして、いま河野さんの、関係方面でいろいろな心配があるのではないか、こういふような点につきましては、私ども也十分御心配のないようにやつてまいる考えでございます。また、抜本策が国会で御審議を経て改正案が御承認を得た晩におけるところの医療保険制度の運用という面につきましても、運用の面でどうあるべきかということ等も当然審議会が検討すべき問題である、このように思うわけであります。この審議会の答申を、最待って政府はそれを尊重して国会に提案をし、最

最終的には、当委員会等が中心になりまして国民的
なさらにより高い立場でお決定を願う、こういう
ことでございますので、決して政府が御用学者だ
けを集めて、そうして政府の都合のいいような案
をつくらうなどということはできるものでもござ
いませんし、また、さような考えはごうまつも
持っておりません。私どもは、虚心たんかいに人
選の面あるいは運用の面等を通じて民主的に各方
面の御意向が十分反映できますようにやってまい
りたい、このことは、はっきりここでお約束を申

し上げ、おきたいと思うのであります。

○河野(正)委員　そこで、特に私どもは社会保障の充実、これは八木先生の憲法二十五条の語がしよつちやう出るわけでございますけれど、そういう点に特に力を注いでございますし、もういろいろ点から申し上げますと、やはり総理の諮問機関でございします国民の健康と医療に関する懇談会、これは何といつてもトップ的な性格を持つておりますので、やはりこれらの人選等もすみやかにお示しになって、その上に立つて——いま公正な人事というお話がございましたけれども、それらの人

事についてもお考えを願わぬと、何といつても個人的な諮問機関といつても一番高いレベルで、総理は、これはまあ範囲が広いと言いますけれども、範囲が広くても医療制度についても含まれることは事実でございますから、そういう意味で、私は特にこの総理の健康と医療に関する懇談会の

問題等についてもすみやかに国民に情報をお示しになる必要がある、こういうふうに考えます。それと同時に、いまいろいろ私は建設的な意味で具体的な、国民がいま持っております問題点を取り上げて御指摘を申し上げたわけですけれども、そういう問題点、さらには、私どもが強く八木先生を中心として主張しております憲法二十五条の精神、こういう問題点等について、さらにひとつ厚生大臣から積極的な、前向きの誠意ある態度をお示し願うことを強く要望いたしておきたいと思ひます。かように考えます。

○錦木國務大臣　私は、わが国の医療保険制度とともに、国民の福祉を向上する上からうかいたしまして最も基本的な重要な制度である、こう考えております。したがって、今回の医療保険制度全般についての改善策を検討いたします際には、憲法二十五条の精神を十分生かすように、その趣旨を体し、まして最善の努力をいたしたい、かように考えております。

○田中委員長 次に、内閣提出の性病予防法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長　次に、本案を討論に付するのであります。別に出もありませんので、直ちに採決に入ります。

性病予防法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長　起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 次に、内閣提出のこどもの国協会法案を議題といたします。

先ほど本案に対する質疑は終局いたしましたので、本案を討論に付するものでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

こどもの国協会法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 ただいま議決いたしました両案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次に、製菓衛生師法案起草の件について議事を進めます。

小沢辰男君より発言を求められておりますので、これを許します。小沢辰男君。

製菓衛生師法案

製菓衛生師法

〔目的〕

第一条 この法律は、製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において「製菓衛生師」とは、都道府県知事の免許を受け、製菓衛生師の名称

を用いて菓子製造業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十条に規定する営業のうち菓子製造業をいう。以下同じ。）に従事する者をいう。

〔免許〕

第三条 製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）は、製菓衛生師試験に合格した者に対して与える。

〔製菓衛生師試験〕

第四条 製菓衛生師試験は、厚生大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。

〔受験資格〕

第五条 製菓衛生師試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの

〔欠格事由〕

第六条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えない。

一 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二 第八条第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

（製菓衛生師名簿、登録及び免許証の交付）

第七条 都道府県に製菓衛生師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 免許は、製菓衛生師名簿に登録することによつて行なう。

3 都道府県知事は、免許を与えたときは、製菓衛生師免許証を交付する。

〔免許の取消〕

第八条 都道府県知事は、製菓衛生師が第六条第一号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

り消さなければならない。

2 都道府県知事は、製菓衛生師がその責に帰すべき事由により菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

〔政令への委任〕

第九条 この法律に定めるもののほか、免許、登録及び製菓衛生師養成施設に関し必要な事項は、政令で定める。

〔名称の使用制限〕

第十条 製菓衛生師でなければ、製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いてはならない。

〔罰則〕

第十一条 前条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（受験資格の特例）

2 この法律の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年をこえているもの又はこの法律の施行の日後三年をこえてに至つたものは、第五条の規定にかかわらず、製菓衛生師試験を受けることができる。

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第五条又は

前項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とみなす。

（名称使用に関する経過措置）

4 この法律の施行の際現に製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

（厚生省設置法の一部改正）

5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事の行なう製菓衛生師試験の基準を定めること。

第九條の二 第九條の次に次の一号を加える。

九の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 号）を施行すること。

理 由

製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、公衆衛生の向上及び増進に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小沢（辰）委員 本件につきましては、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党委員の協議に基づき試案がございます。

三党を代表して、私からその趣旨を御説明申し上げますが、試案はただいま各委員のお手元に配付いたしましたと思ひます。――すでに配付されたと思ひますが、お手元に配付いたしました試案のとおりでございます。

まず第一に、製菓衛生師とは、都道府県知事が行なう製菓衛生師試験に合格し免許を受け、製菓衛生師の名称を用いて菓子製造業に従事する者をいうこととあります。

第二に、製菓衛生師試験は、中学卒業者であつ

て、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師としての必要な知識及び技能を修得したものまたは中学卒業者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものでなければ受けることができないこととあります。

第三に、製菓衛生師でなければ、製菓衛生師またはこれに類似する名称を用いてはならないこととしたのであります。

第四に、受験資格の特例として、本法の施行の日または施行の日後、菓子製造業の業務に従事した期間が三年をこえた場合は、中学卒業者でなくとも、製菓衛生師試験を受けることができること等とあります。

以上、簡単にございますが、試案の概要を申し上げます。

この際、三党を代表しまして、動議を提出したいと思ひます。

お手元に配付してあります試案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○田中委員長 ただいまの小沢辰男君、河野正君及び本島百合子君提出の動議に対し、発言があればこれを許します。

別に御発言ありませんので、直ちに採決いたします。

小沢辰男君外二名提出の動議のごとく、お手元に配付した草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、さよう決しました。

なお、法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十八分散会